

江戸川区議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

江戸川区議会の個人情報保護に関する条例（令和五年十一月江戸川区条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第十項中「以下」を「第十二条第五項において」に、「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

第十二条第五項中「及び第二十九条」を削り、「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

第十七条第一項各号列記以外の部分中「以下」を「第三項において」に改め、同条第二項第一号ア中「又は報酬、」を「若しくは報酬若しくは」に、「その他」を「又は」に改める。

第十八条第一項中「議会の保有する」を削り、同条第二項中「この章において」及び「この章及び第五十条において」を削る。

第二十七条第二項中「この章において」を削る。

第三十一条第一項中「この章において」を削り、同条第二項中「この章及び第五十条において」を削る。

第三十二条第四項中「この章において」を削る。

第三十九条第一項ただし書中「この章において」を削り、同条第二項中「この章及び第五十条において」を削る。

第四十条第四項中「この章において」を削る。

第四十九条中「第四章」を「前章」に改める。

第五十条中「特定」の下に「に資する情報の提供」を加える。

第五十五条から第五十七条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条第十項の改正規定（「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める部分に限る。）及び第十二条第五項の改正規定（「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める部分に限る。） 令和七年四月一日

二 第五十五条から第五十七条までの改正規定及び次項から第四項までの規定 令和七年六月一日

（罰則の適用等に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑

法等一部改正法」という。）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する。）懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（経過措置の規則への委任）

4 付則第二項及び前項に定めるもののほか、刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）並びにこの条例の施行に伴い必要な経過措置は、江戸川区議会規則で定める。

（説明）

刑法（明治四十年法律第四十五号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の改正に伴

い、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。